

八王子市障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 令和6～11年度（2024～2029年度）

素案

概要版

令和5年（2023年）12月

●八王子市障害者計画

障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」であり、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び東京都の障害者基本計画を基本に定める、市の障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画です。

●八王子市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び市の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。

●八王子市障害児福祉計画

児童福祉法に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。

1 計画の基本的な考え方（基本目標・基本方針・方針を支える柱）

基本目標

全ての障害者が、必要な支援を受け、
社会参加し、地域で、安定し、
充実した自立生活ができるまちづくり

基本方針

- (1) 安心して暮らせる地域づくり
～地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備
- (2) とともに学び、働き、社会参加できる地域社会に
～教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実
- (3) とともに支えあえる地域社会の実現を
～地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護

2 障害者計画

障害者計画では、基本方針を達成するため、基本方針を支える柱を次の5つに設定し、各種施策を整理して体系立て、障害福祉施策に取り組んでいきます。

(1) 方針を支える柱

- 柱1：一人ひとりに応じた適切な支援
- 柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援
- 柱3：地域で支え合い、活躍できる環境整備の充実
- 柱4：インクルーシブ社会の推進
- 柱5：質の高い生活環境の提供

(2) 施策項目

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱1 一人ひとりに応じた適切な支援	①相談体制の強化	1 地域生活支援拠点等の運用
		2 障害者ケアマネジメントの充実
		3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充
		4 障害者引きこもり対策
		5 住宅設備改善に関する相談の充実
		6 ライフステージに即した支援の充実
	②保健・医療サービスの充実	7 保健福祉サービスの充実
		8 早期発見・早期治療体制の整備
		9 医療連携の推進
		10 救急医療体制等の充実
		11 医療の整備
		12 医療費に対する支援
		13 福祉・保健・医療の連携体制の推進
方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援	①地域生活への移行	14 病院・施設等から地域への移行推進
		15 当事者活動支援
		16 居住支援事業の充実
	②障害児のサービス提供体制の構築	17 障害児への支援の充実
		18 重症心身障害児・医療的ケア児への支援
		19 発達障害児への支援
		20 難聴児への支援
		21 障害児保育の充実
		22 障害児の放課後活動（余暇支援）の充実
	③地域で生活するための体制整備	23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実
		24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充
		25 訪問入浴サービスの推進
		26 一時保護施設の拡充
		27 緊急一時保護（家庭）の実施
		28 機能回復訓練事業の実施
		29 日常生活用具の給付・補装具費の支給
		30 心身障害者や難病患者への福祉手当の支給
		31 障害者の家族のネットワークづくりの促進
		32 介護を行う家族支援の充実
		33 障害者が暮らしやすい住宅の整備
34 住宅設備改善の給付		
35 社会参加への環境整備		
36 情報機器の活用		
37 重層的支援体制の強化		

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱3 地域で支え合い、活躍できる環境整備	①障害者就労のさらなる促進	38 情報提供・相談機能の強化
		39 就労ネットワークの構築
		40 就労移行支援施設等の活用
		41 個別移行支援計画の活用
		42 就労定着の推進
		43 企業への啓発及び就労・雇用の拡大
		44 通所施設での福祉的就労の促進
	②共に学べる学習環境の推進	45 雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援
		46 通常学級における支援の充実
		47 通常学級における障害理解の推進
		48 就学前の療育の充実
		49 特別支援学級の充実
		50 高等教育の機会の確保
③スポーツ・文化芸術活動の推進	51 講座・講習を受けるための環境整備	
	52 自主的な学習活動を行うための場の提供	
		53 重度障害者への大学修学支援
		54 イベント等による活動の促進
方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱4 インクルーシブ社会の推進	①障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	55 障害理解に関する教育の推進
		56 権利擁護の推進
		57 成年後見制度の利用促進
		58 再犯防止の推進
	②地域で支え合える生活環境の推進	59 交流活動の推進
		60 ボランティア参加のための環境整備
③バリアフリー社会の推進	61 バリアフリー化の促進	
	62 移動環境の整備	
方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱5 質の高い生活環境の提供	①防災・防犯対策の連携・強化	63 防災対策の推進
		64 福祉避難所の整備
		65 防犯対策の推進
	②福祉サービスの質の向上	66 福祉関係者の資質向上
		67 福祉人材の確保
	③障害者施設整備の充実	68 居住施設等の整備
		69 共生型サービス事業所の整備
		70 療育の整備

(3) 重点内容

- ア 基幹相談支援センターを設置し、地域生活への移行と相談体制を強化する。
- イ 医療機関と連携した医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地域における障害児の生活を支援する。
- ウ 地域の実情を踏まえた農福連携の実施を促進するとともに、農業以外の分野とも連携し、職域の拡大を働きかける。
- エ 福祉の人材確保と定着支援を図る。
- オ 発達障害者（児）支援の体制づくりを構築する。

(4) 障害者施設整備方針

本市における障害者施設の現状を踏まえ、重度障害者等の日中活動の場の確保や入所施設・病院からの地域生活への移行を推進するため、施設の優先的な整備誘導を図っていきます。

- ア 日中サービス支援型グループホームの充実（現状 1 施設 定員 10 人）
- イ 重度・重複障害者や医療的ケアが必要な方が利用できる日中活動系施設の充実（現状 9 施設 定員 125 人）
- ウ 重度・重複障害者や医療的ケアが必要な方が利用できる障害児施設の充実（現状 13 施設 定員 140 人）
- エ その他
強度行動障害等がある方を受入れできる通所施設やグループホームが少ないことから、それらに対応できる施設の整備を図る。

3 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実を図り、障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指す計画です。国の基本指針等を踏まえ、成果目標と活動指標を設定するとともに、サービスごとに見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

(1) 成果目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針を踏まえ、令和8年度（2026年度）を目標年度とする成果目標を設定しています。

ア 主な成果目標

	令和4年度実績	令和8年度目標
施設入所者が地域生活へ移行者数	2人	21人
福祉施設から一般就労への移行者数	116人	151人
重症心身障害児を受け入れることのできる施設数	11事業所	15事業所

(2) 活動指標（サービス見込量）

令和8年度（2026年度）までの各年度における

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援等の必要な見込み及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針を踏まえて設定しています。

ア 主なサービス見込量

		令和4年度実績	令和8年度目標
居宅介護	利用人数	627人	671人
就労継続支援A型	利用者数	217人	305人
就労継続支援B型	利用者数	1,658人	1,806人
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	920人	984人
計画相談支援	利用者数	2,514人	2,614人
児童発達支援	利用者数	713人	763人
放課後等デイサービス	利用者数	1,370人	1,465人
移動支援	利用者数	638人	761人

4 計画期間

障害者計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年を計画期間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国は令和8年度（2026年度）に、令和9年度（2027年度）から始まる次期計画の見直しを行うことから、本市においても、令和9年度（2027年度）から始まる第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の障害福祉サービス等の見込み量等について定める予定です。

なお、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたり、障害者計画の変更について、必要に応じて行うこととします。

令和 3年度 (2029 年度)	令和 4年度 (2029 年度)	令和 5年度 (2029 年度)	令和 6年度 (2029 年度)	令和 7年度 (2029 年度)	令和 8年度 (2029 年度)	令和 9年度 (2029 年度)	令和 10年度 (2029 年度)	令和 11年度 (2029 年度)
八王子ビジョン 2020		八王子未来デザイン2040 (~令和12年度)						
第3期地域福祉計画			第4期地域福祉計画					
八王子障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			八王子障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 ※令和8年度に中間見直し					

5 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

本計画にあたっては、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」の「PDCA サイクル」にて、進捗管理を行います。

また、毎年、各計画の進捗状況を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画について分析・評価を行います。毎年行う評価及び実績については、八王子市障害者地域自立支援協議会に報告し、意見を聴くとともに、その結果について公表します。

発行 八王子市 福祉部障害者福祉課
 所在地 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
 電話 042-626-3111 (代表)
 042-620-7245 (直通)
 メール b440600@city.hachioji.tokyo.jp